

職域部分廃止による影響について

資料4-4

1. 自衛隊員の職務の特性

自衛隊員は、各種行動、訓練、PKO活動等における職務の特殊性及び法律により危険を顧みることなく職務を遂行することが求められているため、公務等を起因とする障害・死亡事故は必然的に起こりうる。

○ 自衛隊法第53条の規定に基づく服務の宣誓

『宣誓 私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳躁を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを誓います。』

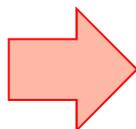
○ 近年増大する自衛隊の任務と活動

我が国を取り巻く安全保障課題や不安定要因が多様化・複雑化・重層化する中、これらに起因する様々な事態に的確に対応するため、近年、自衛隊の任務・活動が拡大している。

- 原子力災害派遣の新設(2000年)
- テロ特措法(2001年)・補給支援特措法に基づく活動(2008年)
- イラク人道復興支援特措法に基づく活動(2004年)
- 弾道ミサイル等破壊措置の新設(2006年)
- アデン湾・ソマリア沖における海賊対処活動(2009年)

○公務等による障害・死亡の例

- 緊急輸送時の事故（民間人重傷者の緊急空輸時のヘリ墜落による事故死）
- 領空侵犯対応時の事故（緊急発進した戦闘機の墜落による事故死）
- 演習時の受傷による障害（誘導弾発射に伴う後方爆風により右腕の欠損）



隊員が誇りを持ち、安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、医療や福利厚生などの充実を図っている。

2. 公務等による障害・遺族共済年金（＝職域部分）

公務等による傷病が原因で障害の状態となったり、死亡した場合に支給される障害・遺族共済年金は、その他の場合の障害・遺族共済年金よりも手厚い内容となっている。

- 職域部分の額が通常よりも高い
- 厚生年金部分と職域部分の合計が一定額に達しない場合、最低保障額を適用
- 公費による負担

3. 職域部分廃止による影響

① 障害共済年金支給額の減少

【 勤続年数30年の自衛官が公務により障害等級1級の障害を負った場合 】

(現 行) 約417万円／年 ⇒ (新制度) 約325万円／年

※ 約92万円／年の減額 (22%の減少)

② 遺族共済年金支給額の減少

【 勤続年数5年の自衛官が公務により死亡した場合 】

(現 行) 約175万円／年 ⇒ (新制度) 約155万円／年

※ 約20万円／年の減額 (11%の減少)